

事 務 連 絡

令和2年4月28日

各保育施設（事業所）長 様

尼 崎 市 長

令和2年4月及び5月の入所者に対する措置について（通知）

1 育児休業中で復職を前提として入所した方

育児休業中で復職を前提として入所した児童の保護者に対しては、入所の翌月10日までに復職する運用としているところではありますが、国の緊急事態宣言や兵庫県の休業要請により更なる登園自粛を実施している状況にあることから、育児休業からの復職期限を令和2年7月1日までに延長いたします。

2 求職活動で入所した方

求職活動で入所した児童の保護者に対しては、入所後90日以内に就労証明書の提出を求めているところではありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により求職活動が困難な状況にあることから、求職活動ができなかった旨を申し立てることにより、90日間の延長を認めることといたします。

3 新2号認定及び新3号認定を受けている保護者について

「育児休業中で復職を前提」及び「求職活動」で新2号認定及び新3号認定を受けた児童を持つ保護者も上記と同様の扱いとします。

以 上

（こども入所支援担当）